

高齢者にやさしい 住まいづくりを支援

高齢者住宅改良助成事業

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた自宅で安全に生活できるように、介護保険の給付を超える大規模な住宅改修をした世帯に対して、改修費用の一部を補助します。

- **対象者** / 介護保険の要介護認定で要支援1・2もしくは要介護1～5のいずれかに認定された方で、市町村民税非課税世帯の方
- **対象経費** / 介護保険の給付を超える部分について最大80万円
- **補助額** / 対象経費の3分の2
※現在お住まいの住居につき原則1回限り
- **対象となる住宅改修の種類** /
 1. 手すりの取り付け
 2. 段差の解消
 3. 滑り防止、移動の円滑化などのための床または通路面の材料変更
 4. 引き戸などへの扉の取り替え
 5. 洋式便器などへの便器の取り替え
 6. その他、①～⑤に伴って必要な工事
- **その他** / 申請は随時受け付けています（予算がなくなり次第終了）
(注) 工事着手前に申請が必要です。

問い合わせ先 健康対策課 生活相談室
TEL:0859-68-5535

障害者手帳などをお持ちの方へ 軽自動車税減免制度

障害者手帳などの交付を受けた人や障がいに合わせて改造された軽自動車を所有している人は、申請によって、軽自動車税が免除されます。対象の方は、期限内に窓口で申請をしてください。

- **対象者** /
 - ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている人（障害の程度によって対象外になる場合があります。）
 - ・療育手帳A（または重度）の交付を受けている人
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
 - ・車いすの昇降装置など、身体障害者用に改造している軽自動車の所有者
- **申請に必要なもの** / 運転免許証、印鑑、障害者手帳、車検証など
- **申請期限** / 5月24日（火）
- **申請窓口** / 住民課税務室、分庁総合窓口課

問い合わせ先 住民課 税務室
TEL:0859-68-3114

介護用品購入を 月7,000円助成

在宅で重度の要介護者を介護している家族に対し、介護用品7,000円分と交換できる引換券を交付します。

助成額 / 月額7,000円分の引換券

対象者 / 次の条件をすべて満たす方を介護する家族

- ・要介護認定において要介護4または5と判定された方
- ・在宅で介護を受けている方
- ・市町村民税が非課税世帯の方

※別居の家族を介護している場合は、市町村民税が非課税世帯の場合に限り、支給対象となります。

※要介護者が介護保険施設に入所または医療機関に入院している場合は、支給対象外です。

引き換えできる介護用品 /

大人用紙おむつ、尿取りパット、使い捨て介護用手袋、清拭剤、ドライシャンプーなど

問い合わせ先 健康対策課 生活相談室
TEL:0859-68-5535

フリースポット設置 支援補助金 申請受付中

町内の宿泊施設や観光施設などに対して、施設利用者に良質な通信環境を提供するためのフリースポット設置費用を補助します。希望される方は、担当課へお問い合わせください。

対象者 / 町内の宿泊施設、飲食店、娯楽施設など

※パチンコ店は対象外

対象事業 / 施設の区域内にフリースポットを設置する事業

対象経費 / フリースポット設置に要する経費（消費税除く）

…ルーター購入費、通信・電源工事費など

ただし、インターネット接続に要する経費は対象外

補助額 / 対象経費から2万円減じた額

※上限額10～30万円（無線アクセスポイント設置台数により変わります）

申込方法 / ①申請書

②見積書

③設置予定場所の平面図・写真を担当課へ提出。

申請書は町HPからダウンロードできます。

<http://www.houki-town.jp/new1/10/5/n805u424w021m602y7/>

申込み・問い合わせ先 企画課 町づくり推進室
TEL:0859-68-3113